

「社会福祉法人、更生保護法人及び学校法人等の県民税の非課税判定表」記載の手引

埼玉県・県税事務所

この判定表は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人（私立学校法第64条第4項の専修学校及び各種学校を含みます。）が、地方税法施行令第7条の4ただし書の規定により、法人県民税の課税上収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。

- 1 「1」の欄には、法人税の課税標準となる所得金額又は欠損金額（法人税別表四52欄「所得金額又は欠損金額」）を記載してください。  
「1」欄の金額が零以下となる場合は、「2」から「16」までの欄の記載は不要です。  
この判定表の「課・非の判定」の欄の「非課税」を○で囲んでください。
- 2 「2」欄には、当該事業年度中に収益事業から収益事業以外の事業へ支出した金額（法人税別表十四（二）26欄「同上以外のみなし寄附金額」）を記載してください。
- 3 「3」欄には、当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額（法人税別表四14欄「受取配当等の益金不算入額」の金額）を記載してください。
- 4 「4」欄には、当該事業年度中に還付を受け又は充当された金額（法人税別表四18欄「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額」及び19欄「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等」の金額）を記載してください。なお、道府県民税（利子割額を除く）及び市町村民税の中間納付額及び過誤納に係る還付金額は含めません。
- 5 「5」から「7」までの欄には、「3」、「4」を除く当期中に収入した金額で法人税の所得の計算上益金不算入とされた金額（法人税別表四で減算した金額）を記載してください。  
なお、法人税別表四で減算した金額のうち損金に算入するもの（減価償却超過額の当期認容額、納税充当金から支出した事業税等の金額等）は含めません。
- 6 「9」欄には、損金算入限度額を超えた寄附金（法人税別表四27欄「寄附金の損金不算入額」の金額）を記載してください。
- 7 「10」欄には、法人税の所得の計算上損金不算入とした法人税の額を記載してください。（法人税別表四2欄「損金経理をした法人税及び地方法人税」及び4欄「損金経理を

した納税充当金」のうち、法人税額及び地方法人税額に充てる金額)

- 8 「11」欄には、当該事業年度中に損金算入した附帯税及び延滞税（法人税別表四5欄「損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税」の金額）を記載してください。
- 9 「12」から「14」までの欄には、「9」から「11」を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額（法人税別表四で加算した金額）を記載してください。ただし、次のアからエの金額は含めません。
  - ア 法人税別表四3欄（損金経理をした道府県民税及び市町村民税）
  - イ 法人税別表四4欄（損金経理した納税充当金）のうち、道府県民税及び市町村民税に充てる金額
  - ウ 法人税別表四6欄（減価償却の償却超過額）
  - エ その他各種引当金、準備金等なお、法人税別表四で加算した金額のうち益金に算入するものは含めません。
- 10 「17」欄に記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合には、端数金額を切り捨ててください。
- 11 「18」欄には、「2」欄の金額を記載してください。
- 12 「添付資料」欄には、収益事業から生じた所得金額の算定に必要な書類を添付した場合には書類の名称を記載してください。決算書、法人税申告書別表一及び別表四、別表十四（二）は必ず添付してください。